

大 豊 高 号 外
令和 2 年 5 月 2 9 日

保護者 各位

大分県立大分豊府高等学校
校 長 野 尻 明 敬

時差登校解消後の教育活動について（お知らせ）

初夏の候、保護者の皆様におかれましてはますますご清祥のことと拝察いたします。平素より、本校の教育活動に対しご理解とご支援を賜り感謝申し上げます。

さて、5月26日付け大分県新型コロナウイルス感染症対策本部発表資料によれば、県内での発生状況に大きな変化がないことを前提に、6月1日（月）から時差登校が解消され通常の学校運営に移行することになります。

つきましては、教育活動の実施に当たっては、国のマニュアルに則り、3つの密が重なることを避け、登下校時を含むマスクの着用、手指消毒、毎日の検温、換気や教室等の消毒など、基本的な感染症対策を継続する「新しい生活様式」を導入し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続していきます。また部活動につきましても、「部活動の再開について（第四報）」に基づき、適切に実施してまいります。

なお、万が一生徒の感染が確認された場合は、本人（や保護者）から学校に速やかに連絡をお願いするとともに、発熱等の風邪症状がある場合には、症状がなくなるまで自宅で休養するようにご指導をお願いいたします。ただしこの場合は、「欠席日数」とせず、「出席停止等」として扱うことを申し添えます。